

京都市百井青少年村条例を廃止する条例（令和3年12月20日京都市条例第29号）
（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）

青少年の福祉の増進及びその自然に親しむ活動の振興を図るための野外活動施設である京都市百井青少年村について、近隣地域における類似施設の増加や施設の老朽化などの課題を踏まえ、民設民営の施設として存続することとし、現在の指定管理期間（令和5年3月31日まで）の終了をもって本市の施設としては廃止することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市百井青少年村条例を廃止する条例を公布する。

令和3年12月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第29号

京都市百井青少年村条例を廃止する条例

京都市百井青少年村条例は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)